

# 特定化学物質等 作業責任者能力向上教育

## 法令改正!

溶接作業にも作業主任者の選任が必要!

- 「溶接ヒューム」等が神経障害等のおそれがあることから、**特定化学物質（第2類物質）**に追加されました。

- 労働安全衛生法では、**すでに特定化学物質作業主任者講習を修了した者**に対し、最新の規則改正等の情報について、事業者による能力向上教育の実施を求めています。  
(労働安全衛生法第19条の2)

- 事業主がこの義務を履行せず、職業性疾病が発生した場合には、**安全衛生配慮義務違反**として損害賠償責を負うおそれがあります。  
(労働契約法5条)

### 開催日

令和4年7月27日(水)

10月26日(水)

令和5年2月 8日(水)

対象者:

**特定化学物質等作業主任者技能講習修了者**

- ◆会場：エル・おおさか南館(大阪府立労働センター) 11階常設講習会場  
大阪市中央区石町2-5-3 (地下鉄・京阪「天満橋駅」西へ300m)
- ◆講師：労働衛生コンサルタント、  
元大阪労働局担当官
- ◆受講料：(テキスト代・消費税を含む)  
会員 11,220円(当連合会・支部及び大阪府下の労働基準協会会員)  
一般 12,320円(上記会員以外の方)
- ◆講習修了者には「修了証」を交付します。
- ◆申込要領  
当会のホームページ  
【<https://www.daikiren.or.jp/>】  
または右の【QRコード】⇒  
の「安全衛生教育等」から確認  
いただき、お申し込みください。



【公式】LINEはじめました!  
友だちになって最新情報を  
GETしよう



厚生労働省大阪労働局長 登録教習機関<登録第1号>  
**公益社団法人 大阪労働基準連合会**

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階  
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp/>